

令和8年1月6日発生の島根県東部を震源とする地震による

「罹災証明書(被災証明書)発行までの流れ」

標記の地震において被害にあられたみなさまに対して、心からお見舞い申し上げます。
日吉津村では、今回の地震において被害がある場合、住家においては罹災証明書、非住家においては被災証明書の発行を行います。

①地震による建物の被害がある場合の相談

相談窓口：役場1F総務課 (TEL: 0859-27-5950)

自宅(住家)
の場合

倉庫・店舗等
(非住家)
の場合

災害で被災した事実を
認定するもので、保険
の請求資料などへの活
用が考えられますが、
提出先へ事前に確認し
てください。

②罹災証明申請書 の提出

提出期限：令和8年2月13日(金)
受付窓口：役場1F総務課

②被災証明申請書 の提出

提出期限：令和8年2月13日(金)
受付窓口：役場1F総務課

③地震による被害の調査

役場の職員(調査員3名程度)
が、被害の調査に伺います。

③地震による被害の調査

役場の職員(調査員2名程度)
が、被害の調査に伺います。

④罹災証明書の発行

被害調査により認定された建物
については、調査の後、罹災証明
書を発行いたします。
(郵送・窓口等)

証明書発行：役場住民課

④被災証明書の発行

被災証明書を発行いたします。
(郵送・窓口等)

証明書発行：役場住民課

⑤鳥取県被災者住宅再建等支援金 に該当する場合

該当される方に案内をします。

※修繕をされる場合には、県の補助制度
などを利用できる場合があります。
不明な場合は修繕される前に、役場
総務課防災危機管理室にご相談くだ
さい。